

佐世保市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組方針～

令和4年4月

佐世保市通学路安全対策推進協議会

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月から市内各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「佐世保市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下を組織とする「通学路安全対策推進協議会」を設置します。

- ・佐世保市教育委員会
- ・佐世保市子ども未来部
- ・佐世保市小学校長会
- ・国土交通省佐世保国道維持出張所
- ・長崎県北振興局建設部
- ・佐世保市内各警察署（佐世保署・早岐署・相浦署・江迎署・新上五島署）
- ・佐世保市土木部
- ・佐世保市PTA連合会

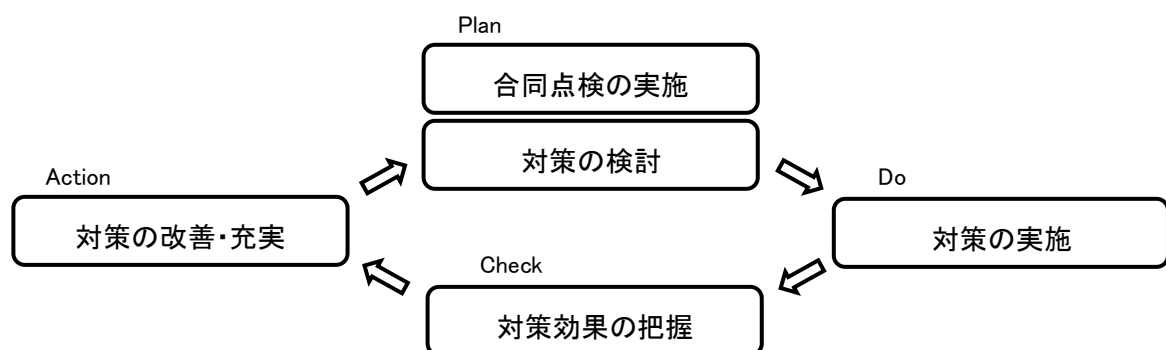
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 合同点検

○合同点検の実施方法及び時期等

・市内小学校を5つのグループ(1グループ10校程度)に分け、1年に1グループずつ合同点検を行います。(各小学校5年に1回合同点検を行います。)

ただし、効率的な合同点検とするために、実施前各学校へ照会をかけ、合同点検が必要と要望した学校のみ実施します。

・上記以外に緊急を要する場合には、その都度合同点検を実施します。

○合同点検の体制

・学校、保護者、自治会、道路管理者、警察等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

○合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

○対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

○合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童等が安全になったと感じているのか等を確認するため、学校への聞き取り調査等対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

○対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

○小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。